

(1)インフルエンザは「出席停止」?

インフルエンザによるお休みは、一般的な風邪や発熱・咳による「欠席(病欠)」ではなく、「**出席停止**」として取り扱わなければなりません。

それは、インフルエンザが学校保健安全法で「第二種感染症」に分類される病気の一つであるからです。

(2)「出席停止」の期間は、どれくらい?

学校保健安全法は、2012 年 4 月に改定されました。インフルエンザによる出席停止期間の基準は、変更前は「解熱した後二日を経過するまで」となっていたましたが、変更後は「**発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで**」となりました。幼稚園については「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日を経過するまで」です。

発症とは、発熱の症状が現れた日のことを指します。発症日を0日目と考え、翌日からを1日目と考えます。

例えば、水曜日に受診し、インフルエンザを発症したと分かった場合、発症した後五日は月曜日となり、かつ、土曜日までに解熱していたら、火曜日から出席してもよいということになります。

ただし、インフルエンザを含む「第二種感染症」については、「**病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。**」というただし書きもあります。このあたりは、受診されたお医者様とよく相談してください。

(3)学校復帰するときに、必要なことは?

上記のとおり、インフルエンザに感染した場合の出席停止期間が解除されるためには、基本的に、「解熱してから 2 日以上経っていること、そして発症した後 5 日以上経っていること」が必要となりますが、インフルエンザ感染症または疑いがある人が家族にいる場合、お医者様が伝染の恐れがないと判断するまで、出席停止になることもあります。

お医者様から、診断や相談の結果、「もう登校してもいいよ」となった場合、そのお医者様から、「**意見書(治癒証明書)**」というものをいただいて、登校させてください。

この「治癒証明書」は、市・市教育委員会と川西市医師会との連携の中で、**無料で発行していただけます(一部除く)**。学級担任にご提出いただきましたら、養護教諭に回し、保健室でお預かりしている「じょうぶなからだ(健康の記録)」に添付しておきます。

※「治癒証明書」発行は無料ですが、受診に際する診察代はかかります。